とする場合その他の特定剰余金配当の効力が生ずる日の前日までに、又は当該効力が生ずる日後遅滞なく、特定剰余金配当株式等が金融商品取引所に上場されることが予定されている場合（当該事業者の株主が特定剰余金配当により交付を受ける特定剰余金配当株式等の売却をすることが困難な場合を除く。）に限り、法第三十一条第一項の規定による会社法第三百九条第二項、第四百五十九条第一項及び第四百六十条第一項の規定の適用についての特例措置並びに法第三十一条第二項の規定による特例措置を受けることができる事業再編計画又は特別事業再編計画の認定（変更の認定を含む。）を受けることができるものとする。

附　則

この告示は、令和七年七月二日から施行する。

その他告示

○デジタル庁告示第八号

デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第四条第二項第十四号の規定に基づき、ベース・レジストリの指定について（令和五年デジタル庁告示第十二号）は、廃止する。

令和七年七月二日　内閣総理大臣　石破　茂

附　則

この告示は、公布の日から適用する。

○総務省告示第二百五十一号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和七年七月二日　総務大臣　村上誠一郎

一　名　　称　豪州（ジャービスベイ）における実動訓練参加部隊
二　国外派遣期間　令和七年七月三日から令和七年八月四日まで
三　派遣人数（概数）　六十人程度
四　派　遣　地　域　オーストラリア連邦

○法務省告示第百五号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

令和七年七月二日

法務大臣　鈴木　馨祐

那覇地方法務局所属　　中里　直人

○外務省告示第二百五十二号

令和七年四月十八日にキーウで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がウクライナ政府との間に行われた。

この交換公文は、令和七年五月十三日に効力を生じた。

令和七年七月二日

外務大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、ウクライナの経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とウクライナ政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　四千七百十九億円（四七一、九〇〇、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、ウクライナの予算上の必要性に対処し、並びにウクライナによる復興及び開発を促進する事業計画（以下「計画」という。）を支援することを目的として、ウクライナ融資協力メカニズムにより支援されるウクライナのための特別収益前倒し融資の一環として、ウクライナの強化に投資するための財源の円滑化に係る金融仲介基金（以下「基金」という。）及び基金の実施機関（以下「実施機関」という。）を通じ、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、ウクライナ政府に供与されることになる。

2 (1)　借款は、ＪＩＣＡとウクライナ（財務大臣によって代表される。）との間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び借款の使用に関する手続は、この了解の範囲内で、特に次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、〇年の据置期間の後三十年とする。

(b)　年間の利子率は、適用可能な東京リスク・フリー・レートであって六箇月間の貸出しに適用されるものに年〇・九パーセントを加えたものとする。

(c)　(b)の規定にかかわらず、(b)に規定する利子率が〇・一パーセントよりも低い場合には、利子率は、年〇・一パーセントとする。

(d)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日から二千二十七年十二月三十一日までとする。

(2)　(1)(d)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3 (1)　借款は、ウクライナ政府の権限のある当局が既に行った支出又は将来行う支出を対象として使用に供される。

(2)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4　ウクライナ政府は、借款に基づく生産物又は役務の調達が、ウクライナと実施機関との間の合意に定める調達のためのガイドラインであって、特に、国際競争入札の手続（当該手続が適用できない場合又は当該手続を適用することが適当でない場合を除き従うべき手続）を定めるものに従って調達されることを確保する。

5　ウクライナ政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6　ウクライナ政府は、2(1)に規定する借款契約に定める借款の元本の償還並びに利子及び他の課徴金の支払について責任を負う。

7 (1)　ＪＩＣＡは、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してウクライナにおいて課される全ての財政課徴金及び租税を免除される。

(2)　ウクライナと実施機関との間の案件の実施に係る合意に定める関連する免税規定は、供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社及び借款の実施に従事する日本国民である被用者に適用される。

8　ウクライナ政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正に、かつ、専ら3(1)に規定する目的のために使用されること及び軍事目的に使用されないことを確保すること。

(b)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、借款の実施に従事する者及びウクライナの一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正かつ効果的に維持され、及び使用されること並びに軍事目的に使用されず、及び他の融資の担保として使用されないことを確保すること。